

# 豊中市立西丘小学校 P.T.A 規約

## ◎ 第1章 名称および事務所

第1条 この会は、豊中市立西丘小学校 P.T.A という。

第2条 この会は、事務所を豊中市立西丘小学校内に置く。

## ◎ 第2章 目的および活動

第3条 この会は、親と教師が協力して、児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- (1) 家庭及び学校における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめる。
- (2) 児童の校外における生活を補導する。
- (3) 地域における教育環境の改善充実をはかる。
- (4) このため会員相互の学習、その他必要な活動を行う。

## ◎ 第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事その他管理には干渉しない。

## ◎ 第4章 会員

第6条 この会員となることのできるものは、次のとおりである。

- (1) 西丘小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者。
- (2) 西丘小学校の校長及び教職員。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、この会の趣旨に賛同して入会を申し込み運営委員会が入会を認めた者。この号により会員となった者は賛助会員とし、この会における被選挙権を有しない。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。会費は一家庭につき月額400円とする。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第9条 この会の会員は、豊中市 P.T.A 連合協議会の会員となる。

## ◎ 第5章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。なお、4月1日から総会までの必要経費は、その年度予算の1/2分の2の範囲内において役員の実任のもとに執行できる。

## ◎ 第6章 役員

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

①会長1名 ②副会長2名 ③書記1名 ④会計2名

役員は他の役員、会計監査または選挙管理委員を兼ねることができない。

第15条 役員は会員の無記名投票により選挙されるものとし、その方法は細則で定める。

ただし、指名委員会の指名した候補者（以下「指名候補」という。）以外に候補者がいないときは、指名候補を役員とする。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし同じ役員の職については1回に限り再任を妨げない。

役員は引き続いて、他の役員の職に選任されることができる。ただし役員の職にあることが連続し、通算して4年を超えてはならない。

第17条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し会務を統括する。
- (2) 総会及び運営委員会を招集する。
- (3) 地区安全委員会の委員長を委嘱する。
- (4) 常置委員会の委員長を委嘱する。
- (5) 運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第19条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録・通信その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 定期総会のつど、会計監査委員の監査を経た会計報告をする。

## ◎ 第7章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するために、3名の監査委員を置く。

第22条 会計監査委員は、総会に出席した会員の無記名投票により選挙される。ただし会計監査委員に立候補する者がいない時は、第15条ただし書きの例による。

第23条 会計監査委員は必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。

第24条 会計監査委員の任期は1年とする。

## ◎ 第8章 選挙管理委員

第25条 役員・常置委員長・豊中市人権教育推進委員協議会常任委員（以下、人権協常任委員という。）および会計監査委員の選挙に関する事務を処理する時には、選挙管理委員を置く。

第26条 選挙管理委員には、立候補者が重複した場合に指名委員が就任し、会長が委嘱する。

第27条 選挙管理委員は、その任務を終了した時に解任される。

## ◎ 第9章 役員・常置委員長・人権協常任委員・会計監査委員候補者指名委員会

第28条 役員・常置委員長・人権協常任委員及び会計監査委員の候補者を指名するときには、役員・常置委員長・人権協常任委員・会計監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

第29条 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第30条 指名委員会の委員は、その任務を終了した時に解任される。

## ◎ 第10章 総会

第31条 総会は全会員でもって構成され、この会の最高決議機関である。

第32条 (1) 総会は定期総会及び臨時総会とする。

なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。

(2) 定期総会は年1回、原則5月に開催する。形式は原則対面総会とする。

(3) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

(4) 会長は総会の開催日の1週間前までに総会の議案の内容を全会員に通知しなければならない。

第33条 対面総会は、会員の現在数の3分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。また、書面総会は、会員の現在数の3分の1以上の議決権行使書の提出（提出方法は電磁的方法も可）をもって成立とする。

第34条 対面総会の議事は、出席者の過半数（委任状を含む）で決する。

また、書面総会での議決は議決権行使書に基づき、その過半数の同意を必要とする。

可否同数の場合は議長の決するところによる。

## ◎ 第11章 運営委員会

第35条 (1) 運営委員会は、役員、常置委員会委員長、地区委員長、校長、教頭及び教職員2名、臨時委員会の委員長をもって構成する。

(2) 運営委員会は、この会の執行機関である。

(3) 運営委員会の任務は次のとおりとする。

① この会の事業の運営

② 総会提出議案の作成

③ 各種委員会の連絡調整

④ その他会員から委任された事項の決議及び執行

第36条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第37条 運営委員会は、委員の現在数の3分の2以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

第38条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

## ◎ 第12章 常置委員会および臨時委員会

第39条 (1) 各常置委員会は、この会の活動に必要な事項について、総会及び運営委員会の決定に基づき、調査・研究・立案・実施する。

(2) 常置委員会について必要な事項は細則で定める。

第40条 (1) 特別な事項について必要があるときは、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。

(2) 臨時委員会について必要な事項は細則で定める。

#### ◎ 第13章 細 則

第41条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第42条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

#### ◎ 第14章 改 正

第43条 この規約は、対面総会において出席者の3分の2以上（委任状を含む）の賛成がなければ改正することができない。また、書面総会での決議の場合は、議決権行使書に基づき、その3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

付則 昭和51年4月1日から一部改正し施行する。  
昭和55年4月1日から一部改正し施行する。  
昭和59年4月1日から一部改正し施行する。  
昭和61年4月1日から一部改正し施行する。  
平成元年4月1日から一部改正し施行する。  
平成9年4月1日から一部改正し施行する。  
平成16年4月1日から一部改正し施行する。  
平成22年4月1日から一部改正し施行する。  
平成30年5月19日から一部改正し施行する。  
平成31年2月26日から一部改正し施行する。  
令和2年6月1日から一部改正し施行する。  
令和3年6月1日から一部改正し施行する。  
令和3年9月21日から一部改正し施行する。